

# 質問回答書

2022（令和4）年2月25日

件名：伊賀市行政バス見直し検討業務委託

質 疑	回 答
<p>1 様式④は管理技術者のみの作成でよろしいでしょうか。また管理技術者以外も作成できる場合、人数の上限、あるいは人数による加点等はあるのでしょうか。</p>	<p>1 配置予定技術者届出書に記載した技術者の作成です。 また、管理技術者以外（人数制限なし）も作成できますが、人数による加点はありません。</p>
<p>2 仕様書の業務内容（3）に記載されている「意向確認データ」とはどのようなものでしょうか。</p>	<p>2 地域で現在進めている移動支援の方策内容や、伊賀市の実施する新しい運行形態の実証運行の取組みに協力したいか、協力したくないか等の意向を、アンケート形式で地域に照会し、照会結果を提供します。 アンケート調査は、市内の自治会的組織である住民自治協議会単位での実施を予定しています。</p>
<p>3 【データ取得状況の確認】 業務仕様書「（3）実証運行導入を検討する地域の抽出」において記載のある「委託側が提供する利用状況データ」について、取得されているデータの内容をご教授ください。（毎日のバス停間のODや、居住地や年齢など利用者属性など）また、「地域の意向確認データ」については、概ねどのようなデータを既存でお持ちでしょうか。</p>	<p>3 利用状況データは、各路線の月別の輸送人員です。また、地域の意向確認データは、地域で現在進めている移動支援の方策内容や、伊賀市の実施する新しい運行形態の実証運行の取組みに協力したいか、協力したくないか等の意向を、アンケート形式で地域に照会し、照会結果を提供します。 アンケート調査は、市内の自治会的組織である住民自治協議会単位での実施を予定しています。</p>

<p>4 実証運行の運行期間はどの程度を想定していますか。また、「(3) 実証運行導入を検討する地域の抽出」における『詳細に検討する1地域』のみで運行するとの認識で良いでしょうか。</p>	<p>4 令和5年4月1日から9月末日までの6か月間を想定しています。また、『詳細に検討する1地域』のみの運行です。</p>
<p>5 デマンド型交通にて実証運行を実施する場合、道路運送法第21条許可を申請するとの認識で良いでしょうか。</p>	<p>5 お見込みのとおりです。ただし、既存の行政バスを活用して運行する場合は、道路運送法第4条もしくは第79条の許可の変更申請を想定しています。</p>
<p>6 「(3) 実証運行導入を検討する地域の抽出」に示される『利用状況データ』には、どのようなデータが含まれますか。</p>	<p>6 利用状況データは、各路線の月別の輸送人員です。</p>
<p>7 「(4) 住民座談会の開催支援」において、住民座談会の開催規模（何名程度参加するか）はどの程度を想定していますか。</p>	<p>7 住民自治協議会役員及び地域内の各種団体役員等、20名程度を想定しています。</p>
<p>8 「(5) 運行方式の検討・サービス水準の検討」及び「(6) 事業性の検討」の実施にあたり、データが十分ではないと想定される際には、追加調査の実施を検討しても良いでしょうか。</p>	<p>8 追加調査の実施は、双方協議のうえ決定します。</p>
<p>9 「(5) 運行方式の検討・サービス水準の検討」について、複数の運行方式を組み合わせること、道路運送法の許可又は登録を要しない運送を検討することは可能でしょうか。</p>	<p>9 可能です。</p>

<p>10 「(8) 打合せ協議」について、業務の節目の打合せは基本的に対面を想定していますが、必要に応じてWeb会議サービスを利用したりリモートによる打合せを併用することは可能でしょうか。</p>	<p>10 可能です。</p>
<p>11 令和4年度における、伊賀市地域公共交通活性化再生協議会の開催回数及び開催時期を教えてください。</p>	<p>11 6月、9月、12月の3回を予定しています。</p>

※この回答に対する質問は受付できません。